



座間市児童発達支援センターを開設へ

概要	座間市では未設置であった「児童発達支援センター」を現在の生きがいセンターを改修した上で、令和5年4月に開設を目指します。
児童発達支援センターとは	発達に遅れのある児童または障がいのある児童が通い、基本的動作の獲得、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など行うとともに、家族が安心して子育てができるように支援を行う施設です（児童福祉法第43条に基づく施設）。
目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における中核的な支援機関として、関連機関との連携づくりや援助、助言などを行います。 ● 0～18歳までの成長過程に応じた切れ目のない支援を行います。 ● すべての障がいについて相談支援が受けられるよう利便性の向上を図ります。
スケジュール	<p>令和3年度 大規模修繕設計委託を実施</p> <p>令和4年度 生きがいセンターを児童発達支援センターに用途変更。大規模修繕工事を実施</p> <p>令和5年4月 児童発達支援センターを開設</p>
問い合わせ先	<p>福祉部 障がい福祉課 亀田・柳下</p> <p>電話 046(252)7132 FAX046(252)7043</p>

